

恵那北小学校いじめ防止基本方針

(2026年2月改訂)

はじめに

ここに定める「恵那北小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ・いじめの例

- ・冷やかしからかい、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・わざと軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。
- ・強くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、こわされたり、捨てられたり、盗まれたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット等を通じて、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人

を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。

- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ・けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、東日本大震災・熊本大震災の取組等、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるように児童を支える教育相談に努める。

（２）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・地域に生活している様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等、心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

（３）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の３点に留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感を与える → 自己有用感の向上
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、「なかよし・いじめアンケート」「Q U 検査」等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。アンケートの保存期間は在学中および卒業後5年間とする。アンケートは管理職を含む複数の職員で確認を行い、些細な情報も見逃さないようにする。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」(「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照)で状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーの役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・「なかよし・いじめアンケート」の内容や項目に関しては、毎年度見直しをし、必要に応じて改善をしていく。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって組織的に児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・心の相談ポストを設置することで児童がSOSを出しやすい環境をつくり、早期発見・早期対応に努める。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、徹底して原因究明に努力し、同じことが起こらな

いように事案の分析と研修を行う。

（４）保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（５）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、**学校運営協議員**等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、教育相談主任、養護教諭 等
学校職員以外：保護者代表、地域代表、有識者、保護司、スクールカウンセラー 等

いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

学期	取組内容（例）	備考
1 学期	・ PTA 総会での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・ 学校だより等による「方針」等の発信	「方針」の確認

	・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・第1回いじめ未然防止・対策委員会で「方針」説明 ・なかよし・いじめアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・第1回Q U調査による人間関係の把握（全学年） ・第1回子ども研の実施 ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・ネットいじめ研修（全学年・児童および保護者向け） ・学校運営協議会や民生児童委員の方々の授業参観 ・月1回のたてわり遊び ※職員打ち合わせ（毎週）や職員会での子どもの様子の交流 ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施	第1回県いじめ調査 （各学期）
2学期	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会・Q U研修会） ・校内にて1学期の取組の評価・見直し ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・なかよし・いじめアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・第2回子ども研の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・「ひびきあいの日」に向けた取組（思いやりのある集団づくり） ・月1回のたてわり遊び	夏季休業中 〃 第2回県いじめ調査 （各学期）
3学期	・なかよし・いじめアンケート（記名式）と教育相談の実施 ・職員会（2学期までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・第3回子ども研の実施 ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けての方針作成） ・PTA 新役員への次年度の取組等の説明 ・児童会の取組のまとめ（宝物の振り返り） ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・本年度のまとめ及び来年度の計画立案 ・学校運営協議会や民生児童委員の方々の授業参観 ・月1回のたてわり遊び	第3回県いじめ調査 （各学期） （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

【げんきたカードの活用】

※授業参観や行事後、保護者に「げんきたカード」を記入していただき、頑張りを認める。児童相互には、日常の学校生活を通して気づいた仲間のよさや感謝の気持ちなどを「よさ見つけカード」に記入し、自己有用感を高める。

いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

【いじめの解消】

- ・「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。被害者児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

【再発防止に向けて】

- ・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していく。また、心の相談ポストなどを使っていつでも相談できることを改めて周知し、児童が安心して過ごすことができるようにしていく。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

- ・（ア）いじめにより児童の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあるとき （イ）いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき （ウ）児童や保護者からいじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったとき については、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の２点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、児童が小学校を卒業後、５年間保存する。（方針に明記しない場合においても、学校の内規として明確に定めておく。）

※本方針は、新年度４月に学校ホームページに掲載するとともに、年度初めに児童および保護者に説明をする。